

入札説明書

「鳥栖総合庁舎清掃業務委託」に係る条件付一般競争入札(事後審査型)については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記事項を熟読のうえ入札しなければなりません。入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

1 公告日

令和6年(2024年)年3月8日

2 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和6年度鳥栖総合庁舎清掃業務委託
- (2) 委託内容 別添「鳥栖総合庁舎清掃業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで
- (4) 履行場所 佐賀県鳥栖市元町1234-1

3 入札参加資格

入札に参加する者は、公告日の時点で、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程(平成2年佐賀県公示第444号)第1条第1項に規定する入札参加資格のうち令和3年(2021年)度から令和5年(2023年)度清掃業務に係る入札参加資格を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 次の各号のいずれかに該当する者で、かつ佐賀市以東の県内に本店又は支店、営業所等を有する者
 - ア 県内に本店を有する者
 - イ 県内に支店等を有し、県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者
- (7) 主たる設備(ポリッシャー・真空掃除機・自動洗浄機・窓清掃用タッカー等)を定期清掃業務等に使用し得る者であること。
- (8) 「入札参加届」及び「営業概要書」を3の(1)に記載する期限までに提出した者であること。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 入札の手続き等に関する事項

(1) 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」及び「営業概要書」を令和6年3月21日(木)午後5時までに、下記の担当課へ持参又は郵送(3月21日(木)午後5時までに書留郵便により必着)してください。提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当課

〒841-0051 佐賀県鳥栖市元町1234-1
佐賀県東部土木事務所 総務課 管理室 庁舎管理担当
電話 0942-83-3019
E-mail : toubudoboku@pref.saga.lg.jp

(2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記(1)の担当課に同じ。

(3) 入札説明書及び入札参加届等関係様式の交付方法

令和6年3月8日(金)から3月21日(木)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記(1)において交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。

(4) 入札説明会

実施しません。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年3月26日(火) 午前10時30分

イ 場所 佐賀県鳥栖市元町1234-1 鳥栖総合庁舎 別館2階 第1会議室

ウ 入札方法 入札者の直接提出による紙入札(入札書)とします。ただし、代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

エ 開札方法 入札者又はその代理人の立ち合いのもとで行います。

(7) 注意事項

「入札書」の日付は入札当日の日付で記入してください。

入札当日、代理人の方は、必ず「委任状」を用意してください。

※入札書及び委任状様式は、佐賀県のホームページからダウンロードできます。

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除します。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第115条第3項第3号の規定により免除します。

(9) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(10) 最低制限価格の設定

佐賀県財務規則第107条第1項の規定に基づき最低制限価格制度を設けますので、入札書比較最低制限価格を下回る価格の入札を行った場合は、失格となります。

(11) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

なお、(14)エにより再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることはできません。

ア 参加資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱判読不可能なものを提出した者

・入札金額、入札者氏名の記載のないもの

(代理人が入札を行う場合は、入札者欄は代理人の氏名)

・入札金額に訂正、なぞりがあるもの

・入札金額が明確でないもの

エ 一人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 入札書比較最低制限価格を下回る価格で入札をした者

キ 前各号に掲げる者のほか、競争の条件に違反した者

(12) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

ウ 入札参加届を提出する者が1者以上いなかったとき。

(13) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(14) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととします。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定し、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に当該落札候補者を落札者とします。当該落札候補者が入札参加資格を有していない場合には新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととします。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

エ 第一回目の開札の結果、落札者がないときは直ちに再度入札(第一回目を含めて三回を限度)を行います。再度入札においても落札者がない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者(最低制限価格に満たない価格の入札をした者を除く。)と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約を行います。

5 その他

(1) 委託にあたっての留意事項

ア 契約内容に個人情報の保護に関する特記事項があり、これに違反した場合は、氏名停止等の措置を講ずることがあります。

イ 委託事務に従事する者又は従事していた者が、当該委託事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例上の罰則規定(第44条及び第45条)及びこれらの違反行為に関する両罰規定(第47条)に基づき処罰されることがあります。

(2) この公告に掲げる入札は、令和6年2月佐賀県議会において令和6年度予算が成立しない場合は中止します。この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 問い合わせ先

佐賀県東部土木事務所 総務課 管理室 庁舎管理担当 電話0942-83-3019